

## 広島県環境影響評価技術審査会第二部会 議事録

### (1) 開催日時

令和7年3月26日(水) 10:00～11:40

### (2) 出席者の氏名

委員：西村委員(部会長)、和崎委員、五味委員、山本委員、今川委員、崎田委員

参考人：パシフィック・エナジー富士三次合同会社、アジア航測株式会社

### (3) 会議に付した議案の件名

(仮称) 三次市糸井太陽光発電事業に係る環境影響方法書に係る審査

### (4) 議事の概要

- 環境保全課長の挨拶の後、西村部会長の議事進行により議事が開始された。
- 第2部会委員8名中、出席委員6名で、広島県環境影響評価に関する条例施行規則第47条第5項の定足数(半数以上)を満たした。
- 五味委員を議事録署名委員に指名した。

#### ■ 全体的事項について

- (委員) 配慮書段階で三次市長意見にあった鳥獣対策についてはどのように考えているか。
- (参考人) 地元猟友会や三次市関係課と相談しながら、まずはスタートさせて、今後、より効果のある方法を模索していく。

#### ■ 環境影響評価項目の設定について

- (委員) 意見なし

#### ■ 大気環境(大気質、騒音及び振動)について

特になし

#### ■ 水環境について

特になし

#### ■ その他の環境(地形及び地質、地盤及びその他(反射光))について

特になし

#### ■ 動物、植物及び生態系について

- (委員) 老木が倒れることによる被害などを考慮し、残置森林について適切に管理してもらいたい。

■ 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について

(委員) 道路に接近している箇所があるが景観面でどのように対策するのか。

(参考人) できるだけ視認がないような形で、場合によっては、植栽を増やし、直接的には見ることがないように配慮する。

(委員) 太陽光パネルにおける霧への影響はどうか。見解があるならば、今後記載した方が住民に対する説明になる。

(参考人) 専門家から「三次市の場合には、江の川含めた河川から霧が発生していくというメカニズムになってくるため、三次の盆地の大きさというものを考えるとゴルフ場の存在が、その霧に影響するとは考えにくい。」という見解をいただいている。  
また、霧が発生している高さに対して、パネルが設置される高さが、数十メートル低い位置になるという状況を踏まえ、「太陽光パネルが存在することで、霧が発生しなくなるという可能性はほとんどない。」という見解もいただいている。

(委員) 三次市独特の良好な景観資産である霧について、「雲海」という表記にしてはどうか。

■ 廃棄物（産業廃棄物、残土）について

(委員) 太陽光パネルのリサイクル技術についてどのように考えているか。

(参考人) 太陽光パネルのリサイクル技術については、国においてもその対応や方法、基準等を検討中と認識している。十分でないため、その時々に応じた国からの通達等に従って、産業廃棄物の処理を適切に実施するように、準備書以降、より具体的に記載する。

(委員) 伐採樹木についても「可能な限り有効利用」する必要がある。

(委員) 伐採樹林を破砕したウッドチップについて地元活用を検討してもらいたい。

■ その他について

(委員) 事業実施区域内に文化財があれば適切に保存する必要がある。

(参考人) 埋蔵文化財包蔵地（古墳）がもともと2件存在し、1件は富士三次カントリークラブの開発時に発掘調査をし、保存が完了している。もう1つは、未発掘で現地にまだ残っているが、そのまま保存予定である。

■ 答申の作成について

(部会長) 出された意見を踏まえ、内容の修正を行うが、答申案については、部会長にご一任いただきたいがよろしいか。

(委員) 異議なし